議　　題

農務関係部課長会議

議題１　農地中間管理機構との委託契約における委託料見直しについて（豊橋市提出）

【要旨】

当市では、農地中間管理事業について、例年農地中間管理機構である公益財団法人愛知県農業振興基金と委託契約を締結し、業務を受託しています。本業務における委託料について、令和８年度より積算方法が見直されたことにより、当初請求額より減額されることとなりましたが、当市としては、農地中間管理事業による農地の賃貸借および売買件数の増加に伴う業務負担増となっており、対応に苦慮しております。

そこで、今後、適正な受託業務の遂行のため、下記項目について各市の状況についてご教示ください。

（１）当該委託料における令和７年度予算額と決算額（農地中間管理機構が示した積算方法による額）について

（２）当該委託料における令和８年度予算額の算出方法について

見直し前の算出方法により人件費および物件費を全額予算要求したのか、

もしくは農地中間管理機構が示した金額について予算要求したのか

（３）令和９年度予算要求額について

見直し前の算出方法により人件費および物件費を全額予算要求するのか、

もしくは農地中間管理機構が示した金額について予算要求するのか

（４）令和７年度予算額と決算額に乖離があった場合における、貴市が検討している対応について（例：会計年度任用職員の減員　など）

（５）農地中間管理機構からの受託業務についての各市のご意見について

議題２　就農者支援について（半田市提出）

【要旨】

現在、本市では就農者等に対して機械導入や施設整備などに対する補助金を市単独では交付しておりません。しかし、今後農業を持続可能なものにするために市独自での補助金交付を検討しています。

そこで、各市における就農者への市独自の補助金や新規就農者に対する施策があればご教示ください。

また、補助金を活用している農業者は新規就農者が多いのか、それ以外が多いのか、補助金の効果も併せてご教示ください。

新規就農者：就農して５年以内の農業者

（１）就農者への市独自の補助金や新規就農者に対する施策について

（２）補助金を活用している農業者は新規就農者が多いのか、それ以外が多いのか、また補助金の効果について

議題３　農地法３条許可について（半田市提出）

【要旨】

当市では耕作放棄地解消のため、新規就農者や農地を借りたい方に農地の紹介や斡旋を農政担当者と農業委員会で連携をして行っています。

近頃、趣味で家庭菜園を行っており少し面積を広げたいという市民の方や土木建設業を営む個人が農業を行いたいなど、専業農家ではない方の相談が増加しています。耕作する方が増加し、耕作放棄地の解消につながれば良いのですが、農地法３条で書類に不備がなく総会審議を経た許可後も耕作がされず放棄地のままである事例もあり、今後も慎重に対応すべきと考えています。

そこで、窓口等で相談を受けた際や農地法３条の許可受付時に気を付けていること、許可後のアフターフォロー等がありましたらご教示ください。

（１）窓口等で相談を受けた際や農地法３条の許可受付時に何に注意してヒアリングを行い、耕作に不安を感じた時どのような指導を行っているか。

（２）農地法３条許可後に耕作されていない場合や耕作が上手くいっていない場合のアフターフォローを行っている場合は、どのような内容か。

議題４　担い手不足を補う水路・用水管理の作業モデルの構築について（北名古屋市提出）

【要旨】

当市では、農家の高齢化が進むとともに、水稲生産において約７割の農家が農協等へ作業を委託している状況にあり、地域の用水管理の知識、経験の継承が困難になりつつある傾向が顕著にみられます。

属人化している「どこの水門をどう開けるか」、「水を堰き止める戸板をどのように設置するか」等の実務的なノウハウを今後の担い手に継承していく仕組みが必要と考えられます。つきましては、以下の項目に関する各市の状況についてご教示ください。

（１）水田の用水に関する苦情への担当課職員の対応について

担当職員が対応することを基本とすると自治体への過度な依存（全て自治体まかせ）となる懸念がある中で、どのように対応されていますか。

（２）農事実行組合への補助に関する状況（事業内容・予算額等）について

（３）農業協同組合、自治会、地域の市民等の外部人材との取組の有無について

議題５　優良農地における農振除外について（みよし市提出）

【要旨】

市として絶対に守っていきたい優良農地における農振除外の相談があったときに備え、今後の対応方針について検討しているところです。

つきましては、以下について各市の状況をご教示ください。

（１）市として農振除外をしないと定めている農用地区域がありますか。

→有の場合（２）を回答

（２）農振除外をしないと定めている農用地区域がある場合、どのような方法で定めていますか。内規等であれば、どのような基準をもって定めていますか。

（３）その他、対策方法があればご教示ください。